

「森林整備保全事業計画（案）」に対する意見の要旨及び当該意見の処理の結果の概要

- 意見募集期間：平成16年4月5日～30日（26日間）
- 意見提出件数等（電子メールほか）：31件（個人21件（うち郵送1件）、林業関係団体9件（うち郵送4件）、環境関係団体1件）、62項目

処理結果の区分	項目数	主な意見の要旨	意見に対する考え方
1 修文するもの	3	間伐材等の地域材の利用は、森林整備を進める上でも重要であることから、間伐材など地域材の利用に向けたソフト事業との連携を強く打ち出し出してもよいのではないか。	木材の利用と一体となった森林の整備・保全を推進していく観点から、「間伐などの森林施業の共同実施等を内容とする施業協定の締結等を進め、森林施業の共同化によるなを」「間伐材等の利用促進に向けた施策との連携を図るなど」に修文します。
2 趣旨を取り入れられているもの	11	森林整備保全事業計画が持続可能な森林経営を実現するためのものであることを明記する観点から、（基本的な方針）中、本計画に基づきの後に、「持続可能な森林経営の実現を目指し、」という文言を追加すべき。	基本的な方針において、持続可能な森林経営の内容である「森林の保全と利用を両立させて森林に対する多様なニーズに永続的に応えていく」ことを明記しているところである。
3 趣旨の一部を取り入れているもの	25	森林が国にとつて重要な社会資本であることを全面に打ち出し、本当に必要な公共事業として取り組むべきではないか。	森林が社会にとつて重要な「緑の社会資本」であり、それ故に森林の整備及び保全が必要であることと、第1章の基本的な方針に示しているところである。
4 今後の検討課題等	23	森林整備保全事業について、多様な森林づくりを着実に実施できるよう補助内容を拡充して欲しい。	地球温暖化防止や水源のかん養をはじめとする森林の有する公益的機能の発揮の観点から、森林の整備・保全は重要であり、今後とも、適切な森林の整備・保全の推進に向けて取り組んでいきたいと考えています。なお、長伐期林や複層林など多様な森林づくりにも対応できるよう、補助についても様々なメニューを用意しているところである。
		成果目標について、もう少し一般の人にわかりやすい目標設定ができれば、なおよいのではないか。	今後、少しでもわかりやすいものになるよう、指標の高度化に努めていく考えです。
		森林資源モニタリング調査を生かし、生物多様性の保全度を適切に測ることができている指標を開発し、本計画に導入すべき。	生物多様性の保全のためには様々なタイプの森林が存在することや望ましいとの考えから、森林の多様性に関する指標を設けているところである。今後、森林資源モニタリング調査結果の活用も含め、指標の高度化に向けて更に努力していきたいと考えています。

「森林整備保全事業計画(案)」に対する意見の要旨及び当該意見の処理の結果

1 意見の提出状況

【提出者別の意見数】	
個人	21件
林業関係団体	9件
環境関係団体	1件
計	31件

【提出方法別】	
電子メール	26件
郵送	5件
計	31件

【意見の項目数】	
全般	20項目
1 基本的な方針	2項目
2 事業実施にあたっての留意事項	8項目
3 事業の目標	8項目
4 事業分野別の取組及び事業量	24項目
計	62項目

2 意見の処理結果の概要

修正するもの	3項目	【今後の検討課題等】の内訳
趣旨を取り入れられているもの	11項目	(1) 今後の成果指標の高度化に関する意見
趣旨の一部を取り入れているもの	25項目	(2) 林業・木材産業振興策の充実に関する意見
今後の検討課題等	23項目	(3) 計画のPR等の場に関する意見
計	62項目	(4) その他政策提案等

処理結果の区分

- 1： 修文するもの
- 2： 趣旨を取り入れられているもの
- 3： 趣旨の一部を取り入れられているもの
- 4： 今後の検討課題等

4-1： 今後の成果指標の高度化に関するもの

4-2： 林業・木材産業振興策の充実に関するもの

4-3： 計画のPR等に関するもの

4-4： その他政策提案等

該当箇所	意見の要旨	処理結果	意見に対する考え方
第1章1 基本的な方針	基本的な方針の中に、林業の振興、木材生産の振興等の表現を 入れるべき。	3	森林の整備・保全を図る上で林業の振興は不可欠であり、上位 計画である森林・林業基本計画においては「林業の持続的かつ 健全な発展に関する施策」が記述されているところですが、本 計画は公共事業計画であることから、基本的な方針では、森林 の有する多面的機能の発揮を中心に記述しているところ は、健全な森林の育成、林道等の 生産基盤の整備を推進することにより、林業の振興等にも資す るものと考えます。
第1章2(1) 連携施策の強化 等	森林整備保全事業計画が持続可能な森林経営を実現するための ものであることを明記する観点から、(基本的な方針)中、本 計画に基づきその後、「持続可能な森林経営の実現を旨 し、」という文言を追加すべき。	2	基本的な方針において、持続可能な森林経営の内容である「森 林の保全と利用を両立させて森林に対する多様なニーズに永続 的に応えていく」ことを明記しているところ です。
第1章2(2) 森林資源及び既 存施設の有効活 用	間伐材等の地域材の利用は、森林整備を進める上でも重要であ ることから、間伐材など地域材の利用に向けたソフト事業との 連携を強く打ち出し、	1	木材の利用と一体となった森林の整備・保全を推進していく観 点から、「間伐材などの森林施業の共同化による」を「間伐材等 協定の締結等を進め、森林施業の共同化による」に修文し ます。
第1章2(2) 森林資源及び既 存施設の有効活 用	公共事業における間伐材の利用について従来以上の強力な指 導、取組を望む。	2	本計画においても、事業の実施に当たり可能な限り間伐材等の 地域材の利用を推進することとしているほか、平成15年8月 に策定した農林水産省木材利用拡大行動計画等に基づき、公共 事業における間伐材の利用について積極的に取り組んでいくこ ととしていきます。

該当箇所	意見の要旨	処理結果	意見に対する考え方
第1章2(3)地域の特性に応じた事業の実施	地域の特性に応じた事業の実施について、「地方の自主性を尊重しつつ」を「地方の自主性、独自性、地域性を尊重した」に変えるべき。	2	事業の実施の際には、地域の独自性、地域性といった点も十分考慮し進めたいと考えています。この記述ぶりについては、他の計画と同様の表現としているものであり、地方の自主性の中には、独自性、地域性といった点も含まれています。
第1章2(3)地域の特性に応じた事業の実施	地形などは地域により異なるため、幅員など林道の採択要件について地域の独自性を発揮できるよう柔軟性をもたせられたいか。	3	路網整備については、森林基幹道、森林管理道、森林施業道、作業道を役割などに応じて柔軟に整備することができるとなっていると思いますが、今後ともより効果的な整備が可能となるよう検討していきます。
第1章2(3)地域の特性に応じた事業の実施	交付金化、統合補助金化については、事業の性格を十分踏まえた上で実施すべき。	2	国庫補助金については、地球温暖化対策の必要性等を踏まえつつ地域の自主性をより発揮できるような方向で改革を推進することとしており、事業の性格等に十分留意していく考えです。
第1章2(4)多様な主体の参加の促進	国庫補助金について、「地域の自主性をより発揮できるような方向で改革を推進」とあるが、意味を掴みにくいため、もう少し平易な表現にならないか。	3	記述ぶりについては、他の計画と同様の表現としてしているものです。なお、具体的な内容については、今後の予算編成等の課程で検討していきます。
第1章2(4)多様な主体の参加の促進	ボランティア等多様な主体の参加を促進していくためには、フィールドの確保と併せ、資金、参加者、安全の確保等様々な課題があることから、これらも考慮した記述が望ましい。	2	ボランティア等の参加の促進に向けて各般の施策を実施しているところですが、ここでは、森林の整備・保全とより結びつきが深い主なソフト連携施策の事例として活動フィールドの情報提供を挙げているものです。
第2章	森林の重要性についての国民理解が進んできていると思われることから、今後は、森林の様々な機能を最大限発揮できるような、都市地域も含めた中での体制づくりがなお一層必要となるのではないか。	2	多様な主体の参加の促進として、地域住民や下流の都市住民、NPO等の自発的な取組による森林の整備・保全を推進することとしており、そのための体制づくりにも努めていきます。
第2章	今後の吸収源対策と森林整備保全事業計画の成果目標との関係を具体的に示すべきではないか。	1	森林吸収源対策による削減目標は、本計画のみによつて達成されるものではありませんが、関係がより明確になるよう、「本計画の目標及び主な成果指標の達成に向けた取組を始めとする」を「本計画にしたがって健全な森林の整備や保安林の適切な保全を進めるなど」に修文します。
第2章1事業の目標	成果目標について、もう少し一般の人にわかりやすい目標設定ができれば、なおよいのではないか。	4-1	今後、少しでもわかりやすいものになるよう、指標の高度化に努めていく考えです。
	目標に対する今後の検証が大事ではないか。	2	目指す主な成果の指標は、今後の政策評価の目標として、その達成状況を評価・検討していくこととしています。

該当箇所	意見の要旨	処理結果	意見に対する考え方
第2章1 事業の目標	目指す主な成果数値について、都道府県ごとの計画の作成が必要ではないか。	4-4	主な成果数値は、あくまでも国として達成を目指す数値であり、都道府県ごとには各都道府県の判断に委ねることとしています。なお、国としては、必要な情報提供等を行ってまいります。
第2章1(2) 「森林と人とが共生する社会の実現」	計画をわかりやすくするため、整備水準を示す指標を用い、整備水準の現状と目標を具体的に示して欲しい。 地域の環境特性を無視して単純に色々な種類の森があればいいという誤解を招くおそれがあることから、「森林の多様性の維持向上」を「生物多様性の維持向上」に変えるべき。	4-4	今回の計画はいわゆる整備水準ではなく、森林を整備・保全することによりもたらされる成果を明らかにすることとしています。
第2章1(3) 「循環を基調とする社会の形成への寄与」	森林資源モニタリング調査を生かし、生物多様性の保全度を適切に測ることができている指標を開発し、本計画に導入すべき。 「育成林の資源量を現状から1億2千万立方増加させる」とあるが、どれだけの量を循環させるのかという目標を書くべき。	2	上位計画である森林・林業基本計画において「多様な森林の整備の推進」となっていることから、「森林の多様性の維持向上」としては「森林の多様性の維持増進」として見出しにおいて「森林の多様性の維持増進」として修文します。なお、当然、森林の多様性の維持増進は、生物多様性の維持向上にもつながるものです。
第2章2(1) 森林整備事業	森林資源モニタリング調査を現況から1億2千万立方増加させる」とあるが、どれだけの量を循環させるのかという目標を書くべき。 計画書に掲げられている事業量と目標との関係がわかりにくい。 多様な森林づくりのために、補助対象森林や路網の規格など森林整備事業の補助対象要件も全国画一的でなく、地域の特性に応じたものとすべき。	4-1	生物多様性の保全のためには様々なタイプの森林が存在することが望ましいとの考えから、森林の多様性に関する指標を設けていることと、今後、森林資源モニタリング調査結果の活用も含め、指標の高度化に向けて更に努力していきたいと考えています。
第2章2(1) 森林整備事業	「育成林の資源量を現状から1億2千万立方増加させる」とあるが、どれだけの量を循環させるのかという目標を書くべき。	4-4	本計画は公共事業に関する計画であることから、路網の整備等により安定的かつ効率的に利用可能な資源を着実に確保することにより、観光的な資源を増加させるとしては、上位計画である森林・林業基本計画に掲げていることと一致しています。
第2章2(1) 森林整備事業	計画書に掲げられている事業量と目標との関係がわかりにくい。 多様な森林づくりのために、補助対象森林や路網の規格など森林整備事業の補助対象要件も全国画一的でなく、地域の特性に応じたものとすべき。	4-4	今回の計画は、森林整備事業計画と治山事業計画とを統合した初めての計画であることから、第2章1の目標に関しては両事業を一体的に計画することにも、その目標に向けてそれぞれの事業でどのような取組をするのかを第2章2として記述したところと一致しています。
		3	多様な森林に対応するため、補助についても様々なメニューをそろえてまいります。今後ともより効果的な整備が可能となるよう検討してまいります。

該当箇所	意見の要旨	処理結果	意見に対する考え方
第2章2(1) 森林整備事業	<p>森林整備保全事業について、多様な森林づくりを着実に実施できるよう補助内容を拡充して欲しい。</p>	3	<p>地球温暖化防止や水源のかん養をはじめとする森林の有する公益的機能の発揮の観点から、森林の整備・保全は重要であり、今後とも適切な森林の整備・保全の推進に向けて取り組んでいきたいと考えています。なお、長伐期林や複層林など多様な森林についても対応できるように考えています。</p>
	<p>現在の安い木材価格では8 齢級以上の森林を間伐しても採算性が確保されず、このため間伐不実行となり森林の様々な機能が発揮に支障をきたしていることから、8～10 齢級の全てのスギ・ヒノキの人工林に対しても、間伐の補助の拡大を実施して欲しい。</p> <p>間伐の補助率アップと高齢級間伐への補助対象の拡大を望む。</p> <p>森林が成熟段階を迎えている中で、高齢級（特にⅧ～Ⅹ 齢級）の間伐への補助の拡大、補助率の拡充を要望する。</p>	3	<p>森林の健全性を確保する上で間伐の推進は重要と考えており、平成12 年度から取り組んでいる「緊急間伐5 力年対策」について評価を行っています。今後の間伐推進方を検討していきたいと考えています。なお、高齢級の森林に対して、育成複層林や長伐期林への誘導や適切な密度管理を目的とした補助メニューも用意しており、これらを活用し、適切な整備を行うことも可能となっています。</p>
	<p>スギ・ヒノキの人工林の現状は、間伐が不十分で下草が生え、密生したまま放置されている森林が相当部分にわたって存在していることから、緊急間伐5 力年対策の更なる延長を望む。</p> <p>平成16 年度で終了する間伐対策の更なる延長を望む。</p> <p>緊急間伐対策の更なる延長が必要である。</p> <p>間伐対象林齢の引き上げ等も考慮した第2 次緊急間伐5 力年対策を講じて欲しい。</p>	3	<p>平成12 年度から取り組んでいる「緊急間伐5 力年対策」について評価を行っています。今後の間伐推進方を検討していきたいと考えています。</p>
	<p>林業収益性の低下などから市場原理に基づく森林の整備がほとんど期待できない状況の中、「造林・保育・間伐」等の森林整備事業に対する助成の拡充を要望する。</p> <p>材価の低迷により間伐事業の採算性が著しく低下していることから、補助対象林齢の拡大と所有者負担の軽減を要望する。</p>	3	<p>地球温暖化防止や水源のかん養をはじめとする森林の有する公益的機能の発揮の観点から、森林の整備は重要であり、今後とも、適切な森林整備の推進に向けて取り組んでいきたいと考えています。なお、公益的機能の発揮に対する要請の高い森林のうち、森林所有者が自助努力を行っても整備が進み難い森林については、必要に際し、治山事業や緑資源機構による対応などの公的関与による整備も行っていきます。</p>

該当箇所	意見の要旨	処理結果	意見に対する考え方
第2章(1) 森林整備事業	<p>森林の多面的機能の高度発揮と山村地域の活性化、さらには地球温暖化防止対策としてのCO2削減に向け、造林未済地の早期解消を要望する。</p> <p>民有林においては再造林をしないケースが増えていることから、再造林意欲を喚起するため、補助率を大幅に引き上げるべき。</p> <p>計画案中、「エコリンドーと作業道等を適切に組み合わせ…」とあるが、作業道と林道の一体的な取組にして作業道、林道の垣根を取り払う方が路網整備が促進されるはずで、そのために林道規定の緩和を含め、作業道、林道の予算の一元化を進めべき。</p> <p>我が国の森林整備、林業振興の成否は、林道、作業道等の路網密度を短期間にいかに高められるかに係っているので、測量、設計等の経費を節約した簡易な作設手法を採用してはどうか。</p> <p>林道は間伐などの森林の整備に欠かせないが、それ以外にも山村での生活に欠かせないものとなっているので、こうした面も念頭において林道の整備を進めべき。</p> <p>市町村合併が進むと山村地域は更に取り残され、都市部と比べ生活環境の格差も一段と拡大するおそれ強いので、生活道としての林道の整備を計画の内容に盛り込んで欲しい。</p> <p>事業の実施段階においては、地域の事情に応じた制度を組んで欲しい。</p> <p>森林整備事業の主な事業量の中に間伐や路網整備の目標数字をぜひ入れて欲しい。</p>	3	<p>森林の有する多面的機能を維持増進させ、また、二酸化炭素の森林吸収源を確保するためにも、林野庁と都道府県の連携の下、平成16年度に造林未済地の解消策を作成し、計画的な解消を図っていくこととしていきます。</p> <p>伐採跡地の造林については、これまでも市町村長から森林所有者に対し、市町村森林整備計画に基づいて造林するよう指導してきたところですが、今後とも、伐採後に適切な造林が実施されるよう、森林所有者への指導を徹底するとともに、特に造林未済地（伐採後3年以上造林されない人工林伐採跡地）については、関係都道府県と連携しつつ、計画的な解消に向けて取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>作業道、林道の整備については、既に森林整備事業として一元化されていますので、林道と作業道を効果的に組み合わせ、整備することは可能と考えます。</p> <p>路網整備については、簡易な構造を有する森林施業道や作業道を活用することにより、効率的な整備を行えるようになっていきます。</p> <p>林道の重要性、その整備の必要性については、第2章の森林整備事業の箇所を示しているところです。</p>
		3	今後とも、地域の事情に応じた事業の実施に努めていきたいと考えています。
		4-4	政府全体の方針として計画策定の重点を事業量から目指す成果へ転換することとなっていることから、主な事業の事業量のみとしたものです。

該当箇所	意見の要旨	処理結果	意見に対する考え方
第2章2(2) 治山事業	<p>原案では計画の方向性がわかりにくいため、治山事業から見た森林や治山施設の整備状況、問題点、整備の方向をより具体的に記述して欲しい。</p>	3	<p>治山事業による整備・保全の方向については、第2章の治山事業の項に記述しているところと内容等につまみまは、森林整備事業の項など計画全体のバランスを考慮したものとされているところと。</p>
	<p>自然環境や生態系の保全といった視点から、治山事業に相応しい新たな工種・工法を開発して欲しい。</p>	3	<p>第2章の治山事業の箇所において、景観との調和、溪流生態系等自然環境の保全・形成と国土の保全との両立を目指すこととしたいが、今後とも環境に優しい新たな工種・工法の開発に努めていきたいと考えています。</p>
	<p>森林の公益的機能を高度に発揮させる治山事業としての森林事業についてはあまり研究がなされてないので、積極的に取り組んで欲しい。</p>	3	<p>公益的機能を重視した施策や治山事業に関する研究についても、今後とも、幅広く積極的に取り組んでいきたいと考えています。</p>
	<p>これまでの災害復旧的な治山事業を脱し、今後、森林の持つ公益的機能の向上を目指した治山事業を行おうとすれば、学問に裏打ちされた新たな治山計画の概念が求められるが、残念ながらこのことに関心のある研究者等も少ないようなので、林野庁の積極的な関与・指導を期待する。</p>	3	
全般	<p>指標の数値がわかりにくいため、素人にもわかりやすい言葉で今後PRして欲しい。</p>	4-3	<p>パンフレットを作成するなど、今後、できるだけわかりやすく広く国民にPRしていくこととしています。</p>
	<p>このようならしい計画を多くの林業関係者が理解できるような場をぜひ設けて欲しい。</p>	4-3	<p>今後、検討していきたいと考えています。</p>
	<p>森林が国にとって重要な社会資本であることとを全面に打ち出し、本間に必要な公共事業として取り組むべきではないか。</p>	2	<p>森林が社会にとって重要な「緑の社会資本」であり、それ故に森林の整備及び保全が必要であることを、第1章の基本的な方針に示しているところと。</p>
	<p>近年、森林に求められる機能が多様化する中で、それを実現するための予算の確保と国民の理解を得ることが重要である。</p>	3	<p>森林の整備・保全の重要性について、あらゆる機会を捉えて関係各方面に訴えることにより、理解を得ていきたいと考えています。</p>
	<p>都市と山村の交流など地域の活性化に向けた森林の活用方法についてさらに知恵を出しながら進めていくべき。</p>	4-4	<p>地域の活性化に向けた森林の活用方法については、これまで、NPOや都市住民等多様な主体の参加による森林の活用に対する支援を行ってきたところとありますが、今後とも広く関係者と共に検討していきたいと考えています。</p>

該当箇所	意見の要旨	処理結果	意見に対する考え方
全般	<p>間伐の際、集積をすべきか、しなくてもよいのか計画にきちんとして明記すべき。</p> <p>地域の森林整備を進める組織としては、これまでも今後とも森林組合が中心となる。いろいろと批判はあるが、効果的・効率的な指導育成と自己責任を両立させ、組織をより活性化させることによつて、地域森林整備の主體的な組織として明確に位置付けする必要がある。</p> <p>多くの人工林のあるべき姿は「植栽～保育～収穫～植栽」のサイクルを循環させることであり、特に地球温暖化森林吸収源対策のためには森林の若返りを含め、平準的な年齢構成を構築する必要が、国産材の需要拡大策について先送りすることなく早急な抜本的な対策を望む。</p> <p>森林のように生育に何十年もかかるものをわずか5年間で事業の成果を出そうというのでは無理があると思うので、細かい項目ごとに成果指標を示すのではなく、将来の望ましい森林の姿を示し、そこに至るには○百年かかるといった漠然とした計画を立てていただく方がよいのではないかと。</p> <p>木材利用の積極的な推進と一体となった森林の整備・保全是急務である。</p> <p>間伐による林地残材や、製材工場、丸鋸生産工場等の残材等の木質バイオマス利用のための早急な技術開発及び実用化に対する補助制度の検討を望む。</p>	<p>4-4</p> <p>4-4</p> <p>4-2</p> <p>4-4</p> <p>1</p> <p>4-2</p>	<p>本計画は、森林整備保全事業において重点的に取り組む目標等を明らかにするものであり、個々の施策における具体的な作業方法を細かく規定するものではありません。なお、森林整備事業における伐り捨ての間伐を行う場合には、間伐木の集積等を補助の要件としているものはありませんが、治山事業で水土土保機能を低下させた保安林において本数調整伐（間伐）を行う場合、急傾斜地で倒木の転落等による林地の被害防止等のため集積等の整理を必要とします。</p> <p>森林組合は地域の森林整備の中心的な担い手と考えており、今後ともその役割を果たしていくためには、健全な自立の経営の確立が急務と考えています。このため、森林組合の自主的な取り組みが進むよう、国としても都道府県と連携しつつ指導しているところですので。</p> <p>本計画は基本的に森林の整備・保全に関する計画であるため、木材需要の拡大については具体的に触れていませんが、木材の良さについての普及啓発、住宅や公共施設への地域材利用の促進等、木材の需要拡大に取り組んでいくと考えています。</p> <p>将来的な森林の姿については上位計画である森林・林業基本計画や全国森林計画に示しています。本計画においてはそれらの達成に向けて5年間で取り組み目標や内容を示しているものです。</p> <p>木材利用の推進と一体となった森林の整備・保全が肝要であるため、第1章2(1)②ソフツト施策との連携において、「間伐などの森林施業の共同実施等を内容とする施業協定の締結等を進め、森林施業の共同化による」を「間伐材等の利用促進に向けた施策との連携を測るなど」に修文します。</p> <p>本計画は基本的に森林の整備・保全に関する計画であるため、木質バイオマスの利用については具体的に触れていませんが、既に補助制度等により木質バイオマスエネルギーの利用について取り組んできたところであり、引き続き一層の推進に努めていきたいと考えています。</p>

該当箇所	意見の要旨	処理結果	意見に対する考え方
全般	<p>学校教育において森林の重要性をアピールした教科を小中高を段階的に学習するシステムを作るべき。</p> <p>我が国の森林による二酸化炭素削減目標は民有林の今後の努力なしでは達成できなため、森林吸収源や環境保全機能を高めることを目的として、経済界・産業界も参加する制度が必要である。</p> <p>施業放棄森林や借入金が返済できずに破産処理された森林を再生するため、公的機関がこれを時価で買い上げ、意欲ある事業体に経営を委託することのできる制度を創設すべき。</p> <p>国産材のイメージを悪くしている間伐材、グリーン材と言う呼称の見直しと、外材輸入、特に違法伐採原木等の輸入については、厳しく商社等の取締を強化すべき。</p> <p>森林整備を進める上で林道の整備は欠かせないが、地方自治体の財政状況が厳しくなっている中、現在の補助の仕組みでは必要な林道な整備ができず、成果目標の達成は難しいと思われることから、地球温暖化防止対策など国民的な課題に対処するための事業について、適切な費用負担のあり方を検討する必要がある。</p> <p>森林整備保全事業計画に基づき、今後奥地の森林整備を進める上で新たな財源措置が必要である。</p> <p>民有林の整備を進める上で林業の振興は不可欠であることから、林業振興の道筋を明らかにし、林業振興の計画内容を充実して欲しい。</p> <p>林業の振興を図る上で路網の整備は極めて重要であることから、路網整備の現状と目標、具体的な整備促進策も明らかにして欲しい。</p> <p>労働災害削減のための支援施策の充実と林業者退職金への加入、給付改善に向けて地方自治体への指導強化をお願いする。</p>	<p>4-4</p> <p>4-4</p> <p>4-4</p> <p>4-4</p> <p>3</p> <p>4-2</p> <p>4-4</p> <p>4-2</p>	<p>森林についての学校教育における対応については、引き続き文部科学省と連携して一層強力に進めていきたいと思います。</p> <p>地球温暖化防止森林吸収源対策を推進するために、現在、民間企業による森林整備保全活動を推進する施策を講じているところですが、さらなる対策については、今後関係各方面と慎重に検討していきたいと考えています。</p> <p>施業放棄森林等の公的機関による買い上げ等は、財産権の問題や近年の国や地方公共団体の財政事情の悪化など困難な面が多いと思われませんが、施業放棄森林等の対策については引き続き今後関係各方面と慎重に検討していきたいと考えています。</p> <p>間伐材、グリーン材という呼称が特に国産材のイメージを悪くしているとは考えていません。また、違法伐採対策については二国間・多国間での協力やアジア森林パートナーシップの活動との連携等を通じて、引き続き積極的に取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>地球温暖化防止など森林の有する多面的機能の確保に向け、奥地の森林整備を進めていく上で、新たな財源の確保の必要性は十分認識しているところであり、現在議論されている温暖化対策税が導入された場合、その税収が二酸化炭素吸収源対策として活用されるよう、積極的に対応していきたいと考えています。また、森林整備に示しているところについては、第2章の森林整備事業の箇所において示しているところと一致しています。</p> <p>本計画は基本的に森林の整備・保全に関する計画であるため、林業振興については詳しく触れていませんが、上位計画である森林・林業基本計画に示されているところと一致しています。</p> <p>林道整備の現状と目標等については、上位計画である森林・林業基本計画や全国森林計画において示しているところと一致しています。</p> <p>労働災害の削減や社会保険の加入率の向上については、地方公共団体等の関係機関と連携し、取り組んでいくところと一致しています。</p>